



市 からの 連絡 帳

届け出・税・保険

公的個人認証サービスを停止

認証局での更新作業のため、下記のとおり公的個人認証サービスが一時停止します。ご理解とご協力をお願いします。

□**停止日** 7月29日(月)・30日(火)

□**停止サービス** 公的個人認証サービスの電子証明書の新規発行・更新・失効

※住民基本台帳カードのパスワード変更・ロック解除などはできます。

◆市民課 国(☎042-460-9820)

国(☎042-438-4020)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成26年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

国平成25年1月2日～平成26年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋

□**調査方法** 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})を調査。

□**調査日時** 事前に書面で通知し、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。

◆資産税課 国(☎042-460-9830)

国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新・申請

認定証の有効期限は7月末日です。既にお持ちの方も申請による更新が必要です。

☆**認定証とは**

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。西東京市国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額まで抑えることができます。

認定証を利用しなかった場合や、医療機

関が複数にまたがる場合などで支払った医療費が自己負担限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日お送りします。

☆70～74歳の方は

「高齢受給者証」が認定証の役割を兼ねています。

※住民税非課税世帯の方は認定証の申請が必要です。

☆申請方法

国保険年金課(田無庁舎2階)・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

国①窓口に来る方の本人確認ができるもの ②認定証を作る方の保険証 ③印鑑

◆保険年金課 国(☎042-460-9821)

子育て

子供医療助成制度現況届

現在 国・㊦医療証をお持ちの方で、公簿で所得状況などを確認し引き続き対象者であるかどうかを判断できる場合は、現況届を省略します。下記の場合などで公簿で確認ができない方には、8月初旬に現況届をお送りします。

①平成25年1月2日以降の転入者などで平成25年度の所得の確認ができない

②申請者が市外に住民登録している

□**提出場所** 子育て支援課(田無庁舎1階)・各出張所の回収ポスト・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)の回収ポスト

※加入保険を変更するなど、申請時に届けた事項に変更があり、まだ変更届を提出していない方は手続きをしてください。

※変更届は出張所では受け付けできません。

◆子育て支援課 国(☎042-460-9840)

母子家庭の母の就職と生活安定のために母子自立支援プログラムを策定

児童扶養手当の受給者などを対象に母子自立支援プログラム策定員が、個別に面接を行い、それぞれの状況・ニーズに合った母子自立支援プログラムを策定します。ハローワークなどとも連携し、きめ細かな自立・就労支援を行いますので、ご利用ください。

□**面接日時・場所** 月・水・金曜日午前10時～午後5時・子育て支援課(田無庁舎1階)

◆子育て支援課 国(☎042-460-9840)

くらし

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用助成

市では、災害に強い街づくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を予算の範囲内で助成します。

☆耐震診断費用の助成

国昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅で、自ら所有し居住の用に供している住宅

□**助成金額** 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

☆耐震改修費用の助成

国耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の定める基準に沿って耐震改修を行った住宅

□**助成金額** 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

※別途、所得税の特別控除制度があります。お問い合わせください。

☆診断・改修共通事項

診断機関は「(社)東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」を指定しています。

助成金の交付は、同一の住宅に対して耐震診断・耐震改修各1回を限度とします。助成金の交付は、耐震診断・耐震改修の完了後となります。

※その他の助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

申請前に着工した場合は助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 国(☎042-438-4051)

北原運動場の利用を停止

北原運動場(北原町3-3)は、都合により11月1日(金)から利用を停止することになりました。10月31日(木)までは通常どおり利用できます。

☆利用停止に伴う利用者説明会

国7月25日(水)①午後2時から ②7時から

国きらっと

◆スポーツ振興課 国(☎042-438-4081)

寄 附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

☆北澤 実夫 様
Newカレッジ広場 代表 森 郁雄 様
(介護川柳かるた 10セット)

☆㈱富士富建設 様
◆管財課 国(☎042-460-9812)
◆秘書広報課 国(☎042-460-9803)

募 集

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域の認知症の方や家族を見守り、自分でできる範囲で支援する人です。まずは、認知症とは何か、基本的なところから学んでみませんか。認知症サポーター養成の取り組みは全国的に展開されています。

国・場 8月3日(土)午後2時～3時30分(午後1時40分開場)・住吉会館ルピナス

国①認知症について ②認知症サポーター10万人キャラバンについて ③認知症の方を地域で支えるためには

国市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講したことがない方

国50人(申込順)

国7月29日(月)までに、電話で下記へ申し込み。

※参加者にはサポーターの証しであるオレンジリングを差し上げます。

※5人以上集まれば、出張講座をします。

◆高齢者支援課 国(☎042-438-4102)

排水設備工事責任技術者資格試験

東京都下水道局では、平成25年度排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を下記のとおり実施します。

国10月13日(日)午前10時～正午

国青山学院大学・青山キャンパス9号館(渋谷区渋谷4-4-25)

国6,000円

□**申込書配布** 7月22日(月)から下水道課(保谷庁舎5階)で配布。

□**申込期間** 8月1日(木)～9月2日(月)

◆下水道課 国(☎042-438-4060)

後 期 高 齢 者 医 療

後期高齢者医療保険料の支払い

保険料の計算は、平成24年中(平成24年1～12月)の所得をもとに、平成25年度の保険料を計算し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお送りします。

☆前年度から引き続き年金天引きの方

平成25年度の決定した保険料額から仮徴収額(平成25年4・6・8月分)を差し引いた額を10・12月、平成26年2月に年金から天引きします。

☆10月から年金天引きが開始になる方

平成25年度の保険料額の2分の1相当額を納付書で納付していただき(7・8・9月の3期)、残りを10・12月、平成26年2月に年金から天引きします(詳しくは通知書の5ページをご覧ください)。

☆年金から天引きではない方

通知書に納付書を同封し、お送りします。7月～平成26年2月の8期に分けてお支払いいただきます。各納期限

までに、お近くの金融機関などで納付してください。

☆口座振替(自動払込)を希望する方

同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」を持って、金融機関などでお申し込みください。なお、手続きに時間がかかりますので、同依頼書の裏面の申し込み期限を確認のうえお申し込みください。

※第1期分については口座振替(自動払込)が間に合いません。納付書での納付となります。

☆2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得の更正をした方

平成24年度分または所得を更正した年度分の保険料として「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。納期限は7月31日(水)1回のみとなっていますので、平成25年度の保険料と併せて納付していただくようお願いいたします。

※納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算するときに、社会保険料として控除の対象になります。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は7月31日(水)で有効期限が切れます。現在認定証をお持ちで、8月1日(木)から下記に該当する方には、7月下旬に郵送します。

国後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次の①・②のいずれかに該当する方

①区分Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の方

□入院時食事および生活療養標準負担額

負担 区分	負担 割合	自己負担額(月額)		食事療養 標準負担額		生活療養標準負担額 (療養病床に 入院する場合)
		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)			
区分Ⅱ	1割	8,000円	2万4,600円	90日までの 入院	直近12カ月 で90日を 超える入院	1食 210円 1日 320円 (居住費)
				1食 210円	1食 160円	
区分Ⅰ			1万5,000円	1食 100円		1食 130円 1日 320円 (居住費)
老齢福祉 年金受給者				1食 100円		1食 100円

◆保険年金課 国(☎042-460-9823)